法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認の申請	法第十八条第二項又は第四項の通知				
第三条の九第一項	法第六条の三第四項	法第十八条第八項			
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式	別記第四十二号の十二の四様式			
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式	別記第四十二号の十二の五様式			
第三条の九第三項	法第六条の三第五項の規定による同条第四項	法第十八条第九項の規定による同条第八項			
	別記第十八号の六様式	別記第四十二号の十二の六様式			
第三条の九第四項	法第六条の三第六項	法第十八条第十項			
	別記第十八号の七様式	別記第四十二号の十二の七様式			
第三条の十三第二項	法第六条の三第一項ただし書	法第十八条第五項ただし書			
第四条（見出しを含む。）（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	完了検査申請書	工事完了通知書			
第四条	法第七条第一項	法第十八条第二十項			
第四条第一項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式			
第四条第一項及び第四条の八第一項	検査の申請書	通知に係る通知書			
第四条第一項第二号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）及び第四条第一項第二号（第四条の八第一項第二号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	の適用を受けようとする場合	に規定する建築物	第十二条第一項	第十三条第二項	
			同条第二項	同条第三項	含む
第四条第一項第四号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）					含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする